



## 税制上の優遇措置について

「ふるさと西ノ島基金わがとこ」に寄附されますと、住民税と所得税で税制上の優遇措置を受けることができます。主な内容は、次のとおりです。

なお、税制上の優遇措置を受けるためには確定申告が必要となります。寄附を頂いた方には「寄附金納付証明書」を郵送いたしますので、申告の際にご利用ください。

平成23年中に寄附をされた場合は、平成24年2月中旬～3月中旬にかけて実施される確定申告の対象となります。

### ■住民税の優遇措置について

2,000円を超える部分について、一定の限度まで控除の対象となります。

《控除額の計算方法》

①(地方公共団体に対する寄附金-2,000円)×10%

②(地方公共団体に対する寄附金-2,000円)×(90%-寄附者の所得税の税率:0~40%)

※①と②の計算の合計額を住民税の所得割額から控除します。

※②の計算の限度額は住民税の所得割額の1割となります。

※控除対象限度額は、控除を受けることができる他の寄附金と合わせて総所得金額の30%です。

### ■所得税の優遇措置について

2,000円を超える部分について、一定の限度まで控除の対象となります。

《控除額の計算方法》

③(地方公共団体に対する寄附金-2,000円)×(寄附者の所得税の税率:0~40%)

※控除対象限度額は、控除を受けることができる他の寄附金と合わせて総所得金額の40%です。

### ＝優遇措置の計算例＝

課税所得296万円、所得税率10%の方が、4万円の寄附をした場合

#### ◇住民税の優遇措置

①の計算：(4万円-2千円)×10% = 3,800円

②の計算：(4万円-2千円)×(90%-10%) = 30,400円

#### ◇所得税の優遇措置

③の計算：(4万円-2千円)×10% = 3,800円

→①+②+③の額 38,000円の税額控除を受けることができます。

【税制上の優遇措置のお問い合わせは下記までお願いいたします。】

〒684-0211 隠岐郡西ノ島町大字浦郷534番地

西ノ島町役場 町民課 税務係 宛

電話 08514 (6) 0103 ファックス 08514 (6) 0683

※またはお住まいの市区役所・町村役場でもご確認いただけます。

